

伊達市デマンド交通システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施概要書

1 業務名

伊達市デマンド交通システム導入業務委託

2 目的

伊達市デマンド交通システムを導入に当たり、伊達市地域公共交通計画に基づき、伊達市商工会及び保原町商工会で運行しているデマンド交通の一本化を目指しており、将来的に伊達市全域で使用するを踏まえ、優れた企画力、経験、実績等を有し、本業務の目的及び内容に最も適した受託者を公募型プロポーザル方式により選定するものである。

ほばらまちなかタクシーが現在使用しているシステムの終了に伴い、令和6年4月から新たなシステムを使用できるよう予約及び配車システムを導入するものである。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 提案限度額

5,128,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

5 契約期間

契約の日から令和6年3月31日(日)まで

6 業務の内容

別紙仕様書のとおり

7 参加資格要件

参加資格の基準日はプロポーザル参加申請受付受理日とする。

- (1)地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- (2)伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱第2条による制限等の適用を受けていないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154条)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4)伊達市暴力団排除条例(改正平成24年12月13日条例第36号)第2条第1項第1号、第2号及び第3号に該当しない者及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (5)過去5年以内に地方公共団体等において、同様の業務実績を有すること。
- (6)ISMSを取得していること。

8 選定スケジュール

項 目	日 程
公募開始(市公式ホームページ)	令和5年 10 月6日(金)
参加申請受付期間	令和5年 10 月6日(金)～ 令和5年 10 月 20 日(金) 午後5時まで
質問受付期間	令和5年 10 月 13 日(金)～ 令和5年 10 月 18 日(水) 午後5時まで
質問回答(市公式ホームページ)	令和5年 10 月 20 日(金)
要請書通知	令和5年 10 月 25 日(水)
企画提案書等提出期間	令和5年 10 月 25 日(水)～ 令和5年 11 月6日(月) 午後5時まで
第一次審査の結果通知	令和5年 11 月 10 日(金)
第二次審査(プレゼンテーション)実施	令和5年 11 月 20 日(月)
選定結果通知	令和5年 11 月下旬
委託契約締結	令和5年 12 月上旬

※スケジュールに変更が生じた場合は、本市ホームページに掲載し、参加者に通知する。

(<https://www.city.fukushima-date.lg.jp//soshiki/86/67567.html>)

9 参加受付

本件に参加しようとする者は、参加申請をし、資格確認を受けること。

(1)提出期限

令和5年 10 月 20 日(金)午後5時

(2)提出場所

担当課及びお問い合わせ先(土、日、祝日を除く午前9時～午後5時)

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地(伊達市役所保原本庁舎中央棟3階)

伊達市 市民生活部 生活環境課

電話 024-575-1290 FAX 024-573-5865

E-mail:kankyo@city.fukushima-date.lg.jp

(3)提出書類

①公募型プロポーザル参加申請書(兼参加資格審査申請書)【様式1】

②登記簿謄本(登記事項証明書)全部事項

申請日3か月以内に発行されたもの。証明書は写しでもよい。

③企業概要【様式2】

会社の概要がわかる資料(パンフレット)を添付すること。

④関連業務受託実績【様式3】

ア 過去5年以内の地方公共団体等のデマンド交通システムの導入業務の実績を記載すること。

イ 業務実績に記載した内容が確認できる書類(契約書の写し等)を添付すること。

(4)参加の辞退

書類を提出した後に参加を辞退する場合は、書面(【様式 9】参加辞退届)で提出すること。

10 参加資格の確認

参加申請書を提出した者には、令和5年10月25日(水)に、参加資格確認結果通知書を電子メールで送付する。また、参加資格要件を満たす者には、プロポーザル関係書類提出要請書も同時に送付する。

11 質問の受付及び回答

実施概要書、仕様書等に関して質問がある場合には以下の要領で質問書を提出すること。

(1)提出期限 令和5年 10 月 13 日(金)から令和5年 10 月 18 日(水)午後5時まで【必着】

(2)提出方法 質問書【様式4】

電子メールにより次の宛先まで送信した後、送信した旨の電話連絡を生活環境課に行うこと。

(3)送信先 E-mail:kankyo@city.fukushima-date.lg.jp

※件名は「【企業名】伊達市デマンド交通システム導入業務委託」

(4)回答方法 令和5年10月20日(金)午後5時までに本市ホームページ

(<https://www.city.fukushima-date.lg.jp//soshiki/86/67567.html>)
に掲載する。

12 企画提案書等

本プロポーザルに関する提案書の提出に関する手続きは、下記のとおりとする。

(1)提出期限

令和5年11月6日(月)午後5時まで【必着】

(2)提出書類

①企画提案書提出届【様式5】

②提案書類(A4版(ステープル止め)・任意様式) 正本1部、副本10部

③業務実施体制調書【様式6】 正本1部、副本10部

④配置予定者の経歴調書【様式7】 正本各1部、副本10部

⑤業務経歴書(過去5年間)【様式8】 正本1部、副本10部

⑥業務スケジュール(任意様式) 正本1部、副本10部

⑦仕様書別紙2 機能要件一覧表 正本1部、副本10部

⑧見積書(任意様式) 正本1部、副本10部

仕様書に基づき、本業務に係る見積書(税込・捺印)、令和6年度システム運用使用料等見積書(税込・捺印)、伊達市全域で稼働させた場合のシステム運用使用料等見積書(税込・捺印)を別葉で提出すること。

(3)提出方法

- ・持参または郵送(郵送の場合は書留郵便で、上記期限必着のこと)
- ・PDFデータ(メールにて提出し、上記期限必着のこと)

※必ず両方法で提出すること

(4)提出先

【9】(2)の担当課

(5)留意点

- ①提出書の提出は、1提案者につき1案とする。
- ②提出後の修正は認めないものとする。
- ③受領した提出物は返却しないものとする。
- ④要請書を送付した者であっても、提出期限までに提出書類の提出がなかった場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものと見なす。

13 審査方法

企画提案書等の審査は、伊達市デマンド交通システム導入業務委託業者選定のため設置するプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が提案内容について審査を行い、評価基準に基づく評価及び業務の委託業者の選定を行う。ただし、見積金額が提案限度額(消費税及び地方消費税を含む。)を超えている場合には、その提案書は審査から除外する。

企画提案書等の提出後、審査委員会において、第一次審査(書類選考)を行った後に、提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1)第一次審査(書類選考)

- ① 上記【12】の企画提案書等に基づく書類審査を行い、3者程度を第二次審査対象者として選定する。
- ② 審査結果は、令和5年11月10日(金)までに電子メールにて通知する。

(2)第二次審査プレゼンテーションの実施

- ①日時 令和5年11月20日(月)予定
時間、場所等の詳細については選考された団体に別途連絡する。
- ②本審査への出席者は3人以内とする。プレゼンテーション及びヒアリング時間は35分程度(説明20分、質疑15分程度)を予定している。
- ③プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ④プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書等の受付順とし、個別に行い非公開とする。
- ⑤プロジェクター及びスクリーンは、事務局において用意するが、パソコンその他の機器等については、持ち込み可能な範囲で参加者が用意すること。

(3)契約候補者の選定

- ①提出された提案書の審査及び応募事業者に対するヒアリングを実施し、総点数が基準点数を超え、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。
- ②契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、総点数が基準点数を超えた次順位の者を

新たな契約候補者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約締結前に【7】参加資格要件を満たさなくなった場合も同様とする。

③提案者が1者であっても、本プロポーザル審査は実施する。

(4) 評価基準

評価基準は別紙1「伊達市デマンド交通システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

14 結果の通知

審査結果は、各提案者に書面で通知するとともに、本市ホームページ(<https://www.city.fukushima-date.lg.jp//soshiki/86/67567.html>)において公表する。

なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、異議申立は受付けないものとする。

15 契約

候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

16 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提案された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 後日、参加資格要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 後日、提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (3) 実施概要書等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

17 その他の留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とし、提出された提案書等は返却しないものとする。
- (2) プロポーザル実施に関する情報(参加者から提出された資料を含む。)は、伊達市情報公開条例(平成18年伊達市条例第14号)に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (3) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

(別紙1)評価基準

審査項目	区 分	詳細・着眼点	配 点
実施体制	業務実績	過去5年間のデマンド交通システムの提供に関する実績は十分か。	5
	実施体制	事業実施に必要な体制を整え、業務遂行能力の高い者であるか。	5
	業務スケジュール	具体的かつ詳細なスケジュールが示されており、適切な工程となっているか。	5
機能要件		機能要件一覧表にて対応状況を評価する。	10
イニシャルコスト ランニングコスト		提案者が提出する見積書を相対的に評価する。	15
業務の実施方針		本業務の趣旨を理解し、具体的で実行性のある提案がなされており、本業務に取り組む基本姿勢が適切か。	10
システム概要・機能・運用	機能全般及び画面の構成や操作性	オペレーター、運転手、利用者におけるシステムの操作性や運用方法などについて、提案内容に説得力があり、効率的かつ効果的なシステムの提案となっているか。	25
	将来的な変動要因に対応できる柔軟性	今後の運用によりシステムの設定変更等が必要となった場合は容易に対応することができる提案となっているか。	10
導入支援及び運用	システム操作研修やマニュアル	システムの運用上、必要となるマニュアルや研修等について、具体的かつ適正な内容となっているか。	10
その他	有益な提案事項	利用率向上のための方策などといった有益かつ具体的な提案がされているか。	5
合 計			100

※第一次審査(書類選考)

審査項目 「実施体制」「機能要件」「イニシャルコスト、ランニングコスト」

※第二次審査プレゼンテーション

審査項目 「実施体制」「機能要件」「イニシャルコスト、ランニングコスト」

「業務の実施方針」「システム概要・機能・運用」「導入支援及び運用」「その他」